

墨田区 幼児教育・保育無償化のご案内

《私立幼稚園・認定こども園（教育部分）等にご入園の方向け》

私立幼稚園には、**新制度の幼稚園**と**私学助成の幼稚園**の2種類があります。



認定こども園（教育部分）は、**新制度の園**です。

幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」と表記）の内容や手続きの流れは、施設の種類や利用するサービス、そして居住する自治体によって違いがありますので、事前にご確認ください。

《無償化の内容編》

新制度の私立幼稚園・認定こども園（教育部分）  (墨田区内の私立幼稚園では、あづま幼稚園（教育部分）、言問幼稚園、向島文化幼稚園、両国幼稚園が該当)	私学助成の私立幼稚園  (墨田区内の私立幼稚園では、あさひ幼稚園、江東学園幼稚園、墨田幼稚園、本所白百合幼稚園が該当)
 認定の種類 (無償化の対象になるためには認定が必要になります。) ● 教育・保育給付認定 1号 + 必要に応じて ◎ 施設等利用給付認定 2号・3号	 認定の種類 (無償化の対象になるためには認定が必要になります。) ● 施設等利用給付認定 1号 又は 2号・3号
《施設等利用給付認定の2号又は3号とは》 保育の必要性がある方（下記の要件に該当する方）は、施設等利用給付認定の2号又は3号の認定を受けることで、「 預かり保育 」の補助金を請求することができます。 保育が必要な事由 ◆就労（月48時間以上の就労） ◆就学・職業訓練（月48時間以上の就学・職業訓練） ◆妊娠、出産 ◆疾病、負傷又は障害 ◆同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月48時間以上の介護、看護） ◆求職活動 ◆災害復旧 ◆育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 ◆その他、上記に類する状態として区長が認める場合	
 保育料 無償 教育標準時間部分の保育料は無償です。 	 保育料 月額 35,300 円まで補助 墨田区から私立幼稚園等に直接補助金をお支払いするため、各園は補助金分を差し引いた保育料を保護者から徴収します。 ※世帯の区市町村民税の額等により、上乗せがあります。上乗せ分は保護者に直接支払われます。 

 保育料以外の「特定負担額」 月額 7,300 円まで補助対象となります。 ●例 1 特定負担額が月額 2,000 円の場合⇒区から園に直接 2,000 円を支払うため、保護者負担は 0 円になります。 ●例 2 特定負担額が 10,000 円の場合⇒区から園に直接 7,300 円を支払うため、保護者負担は 2,700 円になります。	 保育料以外の「その他納付金」 <u>保育料補助と併せて</u>月額 35,300 円まで補助対象となります。 ●例 1 月額の保育料 33,000 円、その他納付金 2,300 円の場合⇒区から園に直接 35,300 円を支払うため、保護者負担は 0 円になります。 ●例 2 月額の保育料 37,000 円、その他納付金 5,000 円の場合⇒区から園に直接 35,300 円を支払うため、保護者負担は 6,700 円になります。
⑨ 保育料以外で、個人で使用するもの（制服代等）や全員一律で徴収されないもの（バス代等）は実費徴収（保護者負担）になります。補助対象となる「特定負担額」や「その他納付金」は、全員一律で徴収され、園則に定めのあるものになります。金額は園ごとに異なりますので、在籍園にご確認ください。	
 入園料 70,000 円上限の補助 園児一人当たり上限 70,000 円を入園した年度に 1 回のみ、保護者に支給します。 ただし、他自治体等を含め同様の補助金を既に受けている場合や入園を辞退した場合は補助対象外です。 	
 給食・お弁当等 月額 3,750 円の補助 ※一部の世帯（副食費の免除対象）について 「区市町村民税額が 77,100 円以下の世帯」又は「小学校 3 年生までの兄弟から数えて第 3 子以降」のお子さんについては、副食費相当分（日額上限 255 円、月額上限 5,100 円）が幼稚園から免除されるため、その分を上記補助金から差し引いた金額が補助額となります。	 給食・お弁当等 月額 3,750 円の補助 ※一部の世帯（副食費の補助対象）について 「区市町村民税額が 77,100 円以下の世帯」又は「小学校 3 年生までの兄弟から数えて第 3 子以降」のお子さんについては、副食費相当額（日額上限 255 円、月額上限 5,100 円）と上記補助額の大きいほうの金額が補助額となります。
 預かり保育（教育時間の前後の預かり、春休み・夏休み・冬休み等の預かり、幼稚園以外の一時利用等） ① 在籍する幼稚園での預かり保育については、日額上限 490 円×利用日数分を下記の上限額まで補助します。 ② 在籍園以外の一時的利用については、下記の上限額から①での補助額を差し引いた金額を上限に補助します。※ ＜補助上限額＞ ▶ 施設等利用給付 2 号認定の方 3 歳児クラスから 5 歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合 ➡月額 12,300 円上限 ▶ 施設等利用給付 3 号認定の方 満 3 歳児クラスで保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合 ➡月額 17,700 円上限 ※ 在籍園の預かり保育が「平日 8 時間（教育標準時間含む）未満」又は「年間 200 日未満」の場合、月額上限の範囲内で指導監督基準を満たす認可外保育施設等（認可以外の保育施設（認証保育所、ベビーホテル、ベビーシッター等）、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）の併用が可能です。 （墨田区内の私立幼稚園で、認可外保育施設等の併用が可能な園は、「あさひ幼稚園」と「本所白百合幼稚園」になります。墨田区外の園については、直接施設又は施設所在地の自治体にご確認ください。）	

※ 国立大学附属幼稚園、国立特別支援学校幼稚部、幼稚園類似施設に通われる方は、子ども施設課保育給付担当（電話：03-5608-1583）までお問合せください。

<<手続き編>>

入園が決まったら、原則、入園する園を通して、認定や補助金の手続きを行うことになります。

墨田区外の私立幼稚園等に入園した場合、幼稚園を通さず個人で手続きが必要になるケースもありますので、入園前に子ども施設課保育給付担当までご連絡をお願いします。



	新制度 の私立幼稚園・認定こども園（教育部分）	私学助成 の私立幼稚園
入園がきまったら …入園前までに 【認定の手続き】	幼稚園から配布される ① 教育・保育給付認定申請書 ② マイナンバー・本人確認書類 の2点を幼稚園に提出します。 また、共働きなど「保育の必要性がある」お子さんを預かり保育などで預ける場合は、2号又は3号認定の申請を行うため、 ③ 施設等利用給付認定申請書 ④ 保育の必要性の証明書類 ⇒P.5 参照 の2点も併せて提出します。	幼稚園から配布される ① 施設等利用給付認定申請書 を幼稚園に提出します。 また、共働きなど「保育の必要性がある」お子さんを預かり保育などで預ける場合は、2号又は3号認定の申請を行うため、 ② 保育の必要性の証明書類 ⇒P.5 参照 も併せて提出します。
入園したら… 【補助金の申請手続き】	幼稚園から配布される ① 私立幼稚園等保護者補助金等交付申請書 を幼稚園に提出します。	幼稚園から配布される ① 私立幼稚園等保護者補助金等交付申請書 ② マイナンバー・本人確認書類 の2点を幼稚園に提出します。
補助金の申請をしたら… 【補助金の支給】	入園料、給食費等補助金が、指定した保護者口座に振り込まれます。 ※ 支給時期等、詳細については入園後に幼稚園を通して配布する補助金のご案内を確認してください。	入園料、給食費等補助金（一部の方は、保育料補助のうち35,300円以上の補助額になる部分）等が、指定した保護者口座に振り込まれます。 ※ 支給時期等、詳細については入園後に幼稚園を通して配布する補助金のご案内を確認してください。



預かり保育を利用したら… (2・3号認定の方) 【預かり保育の補助金の請求】	施設等利用給付認定の2号又は3号をお持ちの方は、次のステップで預かり保育の補助金を請求することができます。年3回に分けて請求の締め切りを設定していますので、忘れずにお手続きください。なお、請求の時効は利用月から2年間です。 ★ステップ1 「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を、利用した施設から受領する。 ≡ ※墨田区の参考様式はこちらからダウンロード可能です。 ➡  ★ステップ2 オンライン申請又は郵送（窓口への持参も可）で、請求手続きを行う。 ▶ オンラインで請求を行う場合 LOGO フォームを利用して手続きを行うことができます。 ➡  ▶ 郵送（もしくは窓口への持参）で請求する場合 ①「施設等利用給付費請求書（償還払い用）」を用意し記入する。 ※墨田区の様式はこちらからダウンロード可能です。 ➡  ②ステップ1で受領した「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」と併せて子ども施設課保育給付担当宛てに提出する。 «提出先» 墨田区子ども施設課保育給付担当（区役所4階） 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ㊦切手代金の不足による差戻しが増加していますので、ご注意ください。  ◎提出期限等については、こちらからご確認ください。 ➡
世帯の状況に変更があったら… ◆仕事を始めた/辞めた/転職した ◆妊娠した ◆結婚した/ひとり親になった など 【認定の変更・届出】	状況に応じて、次の書類を子ども施設課保育給付担当まで提出してください。 <u>施設等利用給付認定を既にお持ちの方</u> ① 施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届） ② 必要に応じた添付書類 <u>施設等利用給付認定を新規で申請する方</u> ① 施設等利用給付認定申請書 ② 必要に応じた添付書類 ※墨田区の様式はこちらからダウンロード可能です。 ➡ 

	«必要に応じた添付書類の例» 就職・転職 ▶ 就労証明書 退職（退職後求職活動） ▶ 解雇の場合は離職証明書 妊娠・出産 ▶ 親子健康手帳のコピー 育児休業の開始又は復職 ▶ 育児休業証明書又は復職証明書 結婚 ▶ 新たに児童の保護者となった者の就労証明書及び住民税課税証明書 離婚 ▶ 離婚届受理証明書又は戸籍謄本等
転入・転出する場合…	① 墨田区に転入する場合 現在通っている幼稚園等を転入後も継続して通う場合は、墨田区での認定が必要になります。認定の手続は、在籍園を通して行いますので、在籍園又は墨田区子ども施設課までお問合せください。 ② 墨田区から転出する場合 墨田区での認定は終了しますので、転出先自治体で改めて認定の手続を行う必要があります。手続方法等は、あらかじめ転出先自治体にご確認ください。

«認定の申請に必要な書類»



保育の必要性が確認できる書類

- △ 父母ともに証明書類が必要です。
- △ 証明書類は、申請日から 3 か月以内の証明日 が明記されているものを提出してください。
- △ 就労証明書は、以前の様式でも利用可能です。

保護者の状況		必要書類
☐ 就労（外勤）	※ 出産休暇中・育児休業中を含む	就労証明書★（雇用主又は事業主が記入）
☐ 就労（自営・内職）	※ 本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。	就労証明書★（雇用主又は事業主が記入） + 「自営」「内職」を確認できる書類のコピー （例）開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ 等
☐ 就学・職業訓練		在学証明書★（学校等が記入）
☐ 妊娠・出産		親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー （「表紙」と「分娩予定日」記載のページ）
☐ 疾病・負傷		病状内容確認書★ 医師が記載した診断書のコピー（「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの）でも可
☐ 障害		障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）
☐ 介護・看護		介護・看護状況申告書★ + 介護・看護を受ける方の状況確認書類のコピー （例）要介護認定証、障害者手帳、診断書 等
☐ 求職活動（内定あり）		就労証明書★（雇用主又は事業主が記入）
☐ 不存在	☐ 離婚、未婚、死亡 拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書等のコピー

	☐ 別居中かつ離婚調停中等	調停期日通知書のコピー又は離婚（協議・調停）証明書 + 別居に関する申立書★
☐ 災害復旧		事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）
☐ DV等		

★の様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。→



△保育の必要性が確認できる書類の提出がない場合は、求職中と同等の扱いとなり認定期間が3か月となります。

△「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で、離婚調停中又は離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。

△必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。一度提出された書類は、原則としてお返しできません。

— よくある質問 —

Q1 認定申請は、毎年度行わなければならないのですか？

A1 各認定の有効期間内においては、認定事由等に変更がなければ改めて申請を行う必要はありません。ただし、2号又は3号認定の方は、認定後、保育が必要な事由を確認するため、毎年度「現況届」と保育が必要な事由が確認できる書類の提出が必要になります。

「現況届」の提出がない場合や保育が必要な事由を確認できない場合、2号又は3号認定に係る無償化の補助を受けられなくなります。別途、墨田区からご案内しますので、必ずご提出ください。

Q2 就労している場合、保育が必要な事由は、どの程度の時間で認められますか？

A2 雇用契約上の就労時間及び就労実績が月48時間以上で認められます。例えば、週3日、1日4時間働いている場合、「3日×4時間×4週」で月48時間となります。なお、休憩時間は1日60分以内であれば就労時間に含みます。

Q3 2か所で就労していますが、就労時間は合算できますか？

A3 合算できます。それぞれの就労先から就労証明書を取得し、提出してください。

Q4 幼稚園等から、「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」という書類を受け取りましたが、保管の必要はありますか？

A4 大切に保管してください。預かり保育の補助金申請時に必要となります。なお、ファミリー・サポート・センター事業を利用した際は、「活動報告書」という書類が渡されますので、こちらも大切に保管してください。

Q5 補助金の請求はどの程度の頻度で行うのですか？

A5 幼稚園等の入園料・保育料・給食費等補助金の申請書類は、年に1回、在籍園を通して提出します。預かり保育については年3回、請求のタイミングがありますので、P.4のQRコードからご確認ください。

Q6 私立幼稚園に通っていますが、ほかの施設も同時に在籍できますか？

A6 私立幼稚園に在籍している期間は、原則、ほかの保育施設（認可保育施設、企業主導型保育施設、認証保育所、定期利用保育など）には在籍できません（一時預かりなどのスポット利用を除く）。また、私立幼稚園の在

籍者向けの補助金を受けている場合は、認証保育所や認可外保育施設の補助金を受けることはできません。その上で、同時の在籍が可能かどうかは、各施設（認可外保育施設、私立幼稚園等）にご確認ください。

＜＜問い合わせ先＞＞

墨田区子ども施設課 保育給付担当

住所：墨田区吾妻橋 1-23-20 （区役所 4 階） 電話：03-5608-1583

